

(別紙)

第三者評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント>「日本 YMCA アフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」に理念、基本方針が明文化され、主に職員の使命や目指す方向等が明記されている。放課後児童クラブとの整合性が確保され、具体的な内容になっている。この内容は職員向けアプリにも入っており、職員会議でも周知が図られている。しかし、子どもや保護者に向けての周知が図られていない。福祉サービスを提供するためにも、分かりやすく説明した資料を作成する等の対応が期待される。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント>放課後児童クラブに関連する社会福祉動向については、YMCA 本部や行政からの情報を受けて把握に努めている。また、地域の計画策定動向や放課後児童クラブのニーズ等では、市の宮っこ子ども子育て応援プラン、生活実態調査等関係報告書による現状やニーズの把握、地元自治会からの地域情報により動向の把握に努めている。清原中央子どもの家のコスト分析や利用者の推移・分析等までは実施されていない。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・①・c
<p><コメント>経営環境や福祉サービスの内容等は、現状に基づき具体的な課題や問題点を理事会で明らかにしており、人材の確保難等経営状況や改善すべき課題についても役員間で共有している。今年度から施設ごとの人件費率等経営状況は、主任会議や職員会議等にも報告があり、職員に周知を図っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・①
<p><コメント>YMCA 本部では、2030年に向けたワールドビジョン「ビジョン2030（8年間）」を策定し、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしているが、中長期計画の経営課題や問題点の解決等に向けた具体的な取組や成果等は盛り込まれていない。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・①・c
<p><コメント> YMCA 本部の「ビジョン2030」内容を反映した単年度事業の内容が、テーマ別に区分けされ、清原中央子どもの家を含むブロック（広域エリアの施設）の人件費率や子ども等の満足度を成果の数値としている。単年度の事業計画が実行可能となるためには、放課後児童クラブの、事業ごとに数値化を設定するなど項目の工夫が期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・①・c
<p><コメント>前年度の1月に事業計画の素案が策定され、2、3月の理事会、評議員会で計画が決定される。策定に当たっては、職員から意見を聞くが計画への参画はしていない。この手順は今回からで、評価は今後の実施状況による。策定された事業計画は、職員に周知を図っており、事業の取組は現在進めている状況である。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・①
<p><コメント>事業計画はメール配信や「清原中央子どもの家・フレンズクラブの手引き」等のお知らせで保護者に周知をしている。保護者会は組織されていないため、事業計画を説明する機会はない。放課後児童クラブの事業計画を保護者等が周知することは大変重要であるので、理解促進に努めるよう期待する。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・①・c
<p><コメント>放課後児童クラブの質の向上として、困りごとに関する組織を職員内に立ち上げ、必要の都度職員のミーティングを開催し、保護者等の困りごとに対応している。困りごと相談の内容により本部まで上げるような内容は、今までの取組である報告・連絡・相談の体制で、上司と相談して対応し解決を図っている。目標設定シートの書式で現在の働き方の自己評価と来年に向けての決意等を行っているが少人数のこともあり、業務の分析や検討を行う組織が整備されていない。職員間の意思疎通は図られているので、質の向上に向けた効率的な取組が期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・①・c
<p><コメント>課題は、職員間で共有化が図られ、ミーティングや職員会議で改善策を話し合う仕組みになっている。評価結果を分析した結果やそれに基づく課題検討経過の記録や改善策の改善計画などまでは整備されておらず、評価結果から課題の改善までの計画的な実施が期待される。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・①・c
<p><コメント>運営主体（主任支援員）は、その日の子供たちの出席者や数、天気、気温などから子どもたちの行動や取組、学校等外部機関との対応など管理業務を行っている。また、年1回のとちぎYMCA会報紙や職員会議等では職務分掌など役割について表明しているが、文書化されていない。有事における役割等については防災・火災発生時対応マニュアルや土砂災害に関する避難確保計画等で役割が決められている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>運営主体（主任支援員）は、業務運営に必要な法令や倫理を理解し、運営に必要なエピペン・AEDの取り扱い研修や勉強会に参加している。学校との窓口として、取引業者との担当として適正な関係を保持している。入職した職員には、放課後児童クラブに必要な法令遵守を相対のミーティングや職員回覧で周知を図っている。</p>		
II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・①・c
<p><コメント>運営主体（主任支援員）は、報道されている保育園や子どもたちの事件や事故、行政からの通知で清原中央小子どもに必要な課題等を把握し、改善のための取組に指導力を発揮している。職員会議や職員ミーティングで職員の意見を聴取しながら放課後児童クラブの質の向上に向けた取組を行っている。また、放課後児童クラブの職員として必要な食物アレルギーや、虐待防止、障がい者支援等の内部研修を実施している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・①・c
<p><コメント>経営についての運営主体の担当（主任支援員）は、労務のシフト管理であり、人員配置等を本部に要求して職員の働きやすい環境整備に取組んでいる。理念や基本方針は、YMCA本部で決定し、各子どもの家で実践している。清原中央小子どもの家では、職員シフトや職員会議、職員ミーティング等を通して「おやつ予算執行」「行事の予算確保・計画」の取組を進め、業務の実効性を図っている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・①・c
<p><コメント>放課後児童クラブ（清原中央小子どもの家）の配置や必要な人員体制については、国</p>		

<p>の運営指針や市の配置基準に基づき、新1年生（予定）の11月の就学時健診によりクラブ入会者を予想し、職員の確保を行っている。福祉人材の確保については、必要により求人広告などを活用して行ない、計画的な採用は行っていない。求人が難しい時には、地元自治会に募集の協力を求めている。人材の育成については採用されてからの計画が確立されておらず、職場で業務をとおした人材育成となっている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント>日本YMCAの教本であるアクターズスクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）に放課後児童クラブの「期待する職員象」が記載されている。人事基準は職員等に周知されておらず、職員の専門性や職務に関する成果等の評価基準も不十分な状況となっている。職員の意向・意見については、振り返りシート（支援員の個別評価）で人間関係等職員の悩み事や希望、支援策などに対して、主任会議等で話し合いをしながら改善策を検討・実施している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・c
<p><コメント>職員の就業状況等労務に関する要望はYMCA本部で対応している。統括管理者が常に相談を受ける体制になっている。主任支援員は、職員の有給休暇の取得状況や労働状況、心身の健康と安全について把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。また、職員の振り返りシート（支援員の個別評価）を基に年1回職員の個別相談を実施している。福利厚生としては、健康診断や労務相談、職員の慰労会等にも取組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>期待する職員像は明記されており、職員一人ひとりの目標管理の仕組みは本年度からふりかえりシート（支援員の個別評価）で行われている。シート内の育成のための目標設定については、職員が主任支援員や統括責任者に相談しながら作成されている。今後の計画は、取組が始まったところであり、職員と主任支援員・統括責任者とのコミュニケーションのもとで、目標項目や目標水準など目標の設定、中間面接の実施、目標達成度の確認等の検討など職員の質の向上に向けた取組が期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・c
<p><コメント>職員の教育・研修に関する基本方針や計画は策定されていない。現在実施している放課後児童クラブの内容に必要な支援員の資格などは外部研修参加を薦めている。組織が必要とする知識・技術について明文化し、体系化した研修計画で職員の質の向上が図られるよう期待する。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・c
<p><コメント>職員の知識・技術水準は職場で状況を確認し、専門資格はYMCA本部で掌握している。新任職員等は経験者の動きを見ながら、不足・不十分な部分へのアドバイスを受け技術力をつけている。放課後児童クラブの職員は、子どもの育成支援記録から園内研修で事例検討が実施されている。クラブとしては職務や職員に必要な知識・技術水準に応じた県の研修等外部研修に関する情報提供を行い、参加を奨励する等参加しやすい環境を整えているが、参加状況は十分でない。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成につ	a・b・c

	いて体制を整備し、積極的な取組をしている。	
<p><コメント> 清原中央小子どもの家では実習生の受け入れを行っていない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・①・c
<p><コメント>地元の自治会長や育成会、清原中央小学校長などで構成されている清原中央小学校地域協議会や地域の育成会や保護者等で構成される宮っ子ステーション推進委員会に担当統括管理官が地域の子どもの家代表で参加し、子どもの家（放課後児童クラブ）の近況について説明している。また、地元自治会長など主要な人たちにYMCAの広報紙を配布し、活動の周知を図っている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・②
<p><コメント>清原中央小子どもの家（放課後児童クラブ）では、小口現金のみを扱い、文具や本、玩具、医療品などを購入している。また、職務分掌では、日誌、職員のシフト、子どもの出席簿の整理、入会・利用申込、おやつ申し込み等を行っている。内部監査や外部の監査支援等は実施されていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>YMCAの「ビジョン2030（8年間の長期計画）」では、放課後児童クラブは地域と共に運営を行うこととしており、PTAや自治会などで構成している清原中央小学校地域協議会等と連携している。また、放課後こども教室との交流や、地域の小中学生とのサマーキャンプを毎年実施して、地域との交流を広げる取組を行っている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にした体制を確立している。	a・b・②
<p><コメント>YMCAの本部では、毎年高校生ボランティアスクール（後援：県教育委員会等）を行っており、宇都宮市内の高校生を中心に募集をして、清原中央小子どもの家でもボランティアスクールの学生を受け入れている。子どもの家では、この事業以外のボランティアの受け入れ実績はなく、受け入れマニュアルも作成されていない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・①・c
<p><コメント>放課後児童クラブとして必要な社会資源の資料は作成していないが、医療機関、児童委員・民生委員などのリストは整備されている。学校との交流は、担任の先生と年度初めの児童調査票を基にした話し合いや、必要の都度情報交流が行われている。家庭での虐待など権利侵害が問われる子どもについては、学校への通報等により対応している。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・①・c
<p><コメント>清原中央小地域の学校関係者で構成している清原中央小学校地域協議会や地域の育成会や保護者等で構成される宮っ子ステーション推進委員会等に担当統括管理官が参加し、交流活動をとおりて地域の福祉ニーズ・生活課題の把握に努めているが内容的には十分ではない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・①・c
<p><コメント>清原中央小学校地域協議会や宮っ子ステーション推進委員会等多様な機関と連携し、運営委員の一人として活動はしているが、清原中央小子どもの家（放課後児童クラブ）として地域貢献や地域コミュニティ等に貢献する活動までは行われていない。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>理念・基本方針が記載されている「日本 YMCA アフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」では、子どもとの発達のつながりや家庭とのつながりの中で、子どもの自己肯定感の尊重や保護者との連携の必要性が明記されており、職員へ周知している。子ども・保護者等を尊重した規定等は「とちぎ YMCA こども・ユースセーフガーディング行動規範」があり、福祉サービスが展開する中で周知に努めている。基本的人権への配慮は、職員の勉強会や研修会で状況の把握に努め必要な対応を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・①・c
<p><コメント>子どもや保護者等のプライバシー保護に関するマニュアルは整備されていないが、施設の活用は、着替えの部屋を男女別室に、トイレも男女別にするなどプライバシーへの配慮をしている。写真の使用の事前承認を保護者にとるなどプライバシー保護に関する取組をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・①
<p><コメント>市のホームページや放課後児童クラブを案内した資料は名称のみとなっている。YMCAの組織を紹介する資料では活動風景が紹介されているが、選択に必要な情報にはなっていない。放課後児童クラブの選択に必要な情報は、放課後児童クラブの利用希望申込書受け取り時に清原中央小子どもの家職員から説明を受けるか、子どもの家の見学申し込み時に職員から説明を受けている。子どもの家では利用案内に「清原中央小子どもの家・フレンズクラブの手引き」で説明を行っているが、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組が期待される。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護	a・①・c

	者等にわかりやすく説明している。	
	<p><コメント>放課後児童クラブの利用開始・変更については、宇都宮市子どもの家利用案内と清原中央子どもの家・フレンズクラブの手引きを使って、利用者の状況を確認しながら説明している。許可申請書など提出する書類は申請者の同意を得て複写し、後日、子ども対応の参考になっている。特に新1年生の説明に当たっては、子どもや保護者の環境変化に配慮して、保護者からの受け渡し時間やトイレの声掛け、アレルギー対応などを丁寧に説明している。</p>	
32	Ⅲ-1-(2)-③	評価外
	<p><コメント>適用されていない。</p>	
	Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。	
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・①・c
	<p><コメント>市が子どもの家（放課後児童クラブ）に対する、利用者の満足度やニーズ把握のためのウェブアンケート調査を毎年している。子どもの家では、その結果を踏まえ支援員会議で必要により改善を行うが、内容を検討した記録等の書面はない。子どもの家でも今後、連絡アプリを活用して保護者を対象とした調査を行う考え。子どもや保護者等への相談面接や聴取等は、希望者からの要望を受けて行っており、定期的には実施していない。</p>	
	Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・①
	<p><コメント>苦情解決の仕組みは、ご意見箱を子どもの家入り口の下駄箱に設置し、匿名でも受け付けているが、現在までに受け付けた案件はない。子どもの家では、放課後児童クラブの質の向上に関わる案件があれば、支援員会議で内容を検討して改善を図ることにしている。苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情担当者の設置等苦情を申し出やすい体制の整備などが期待される。</p>	
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a・①・c
	<p><コメント>子どもや保護者等からの相談や意見は、担任が受け付けて主任支援員に報告が上がることにしている。迎えの時や電話による相談もあるので、文書には電話番号を記入し、保護者からの話はよく聞くようにしている。人に聞かれない相談は子どもたちが帰った後に、別室を用意するなど環境にも配慮している。相談の方法や相手を自由に選べる対策は十分ではない。</p>	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
	<p><コメント>子どもや保護者等が相談しやすくなるよう声掛けをして話しやすい環境づくりを行っている。相談や意見を受け付けた時は、内容により育成支援ノートに記入し、職員会議等で対策を話し合い、方針が決まれば意見等を出した本人に伝えている。対応マニュアルは整備されていないが、福祉サービスの改善につながる取組は行われており、行事の中の遊びに提案を取り入れた例もある。また、検討に時間がかかる場合は、本人に伝えている。</p>	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・①・c

<p><コメント>事故防止・事故対応マニュアルが整備され、今後事故発生時の対応と安全確保などの手順を改めて職員に周知することになっている。また、放課後児童クラブ内部では、従来から危険箇所については話し合っ、事故防止に努めている。職員は、職員研修で業務マニュアルの遊具の使い方の研修を行っており、事故防止策の実効性の定期的な見直しを今後進める予定。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>感染症への対策は学校に合わせて対応しているが、保育所における感染症対策ガイドラインを参考にした感染症予防・対策マニュアルが今年度整備され、今後、職員に周知を図っていく。コロナウィルス感染症対策として、机や椅子のアルコール消毒、おやつの手洗いなどは予防策が適切に講じられている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊦・b・c
<p><コメント>清原中央小子どもの家の立地条件から、地震や大雨による災害の可能性が高く土砂災害に関する避難確保計画により災害時の対応体制が決められている。また、福祉サービス提供を続けるための児童福祉施設等における業務継続計画も作成されている。災害時の安否確認は、連絡アプリで行うことで決められており、全ての職員にも周知を図っている。地震を想定した避難訓練を年1回学校などと一緒に行い、他1回は独自に避難訓練を行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a・㊦・c
<p><コメント>標準的な実施方法は、放課後児童クラブの壁面に表示しているほか、子どもの家職員業務マニュアルに文書化されている。マニュアルでは子どもの尊重姿勢も明示している。標準的な実施方法は、職場内のミーティングで1~2回周知している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント>支援育成の標準的な実施方法は、利用者の数や天候等により一部変更もあるが基本的な部分の見直しは行われていない。職員間で定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行なうための仕組みづくりが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	a・b・㊦
<p><コメント>清原中央小子どもの家では日々の子どもの様子や育成支援の内容で特に気になったことを日誌や個人記録に記入しているが、育成支援計画は策定していない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a・b・㊦
<p><コメント>育成支援計画を策定していないため、評価・見直しは行っていない。</p>		

Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p><コメント>市子どもの家利用許可申請書（放課後児童クラブ入会）にアレルギーや障害を記載してもらうことになっており、申請時に子どもの様子を聞き取っている。クラスごとの日誌では、日々の子どもの様子やトラブルなど身体状況や生活状況を把握し記録している。放課後児童クラブでは、主に職員ミーティングや職員会議等で情報を共有する取組が行われており、必要な情報の周知が積極的に行われている。記録内容の差異は、主任支援員や統括管理者も改善を考えており、今後情報を整備する予定である。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・㊧
<p><コメント>子どもや保護者等に関する記録の管理は主任支援員が責任者となっている。個人情報保護方針が整備され記録の保管が記載されているが、記録の保存、廃棄、情報の提供が明記されていない。職員は一般的な個人情報保護規程を理解して、放課後児童クラブが保有する子どもや保護者に関する記録の保管に努めている。個人情報保護については、クラブ運営上大変重要なことであり、その流出は大きな影響を与えることになるから、管理体制や記録の保存期間、情報の取り扱い、廃棄、開示請求への対応など適切な規定の整備が望まれる。</p>		

A-1 育成支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A①	A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	a・㊦・c
<p><コメント>放課後児童クラブの入口には下駄箱、室内には机、いすが用意され、部屋によってはローテーブルを用意する等生活の場に相応しい環境となっている。壁面には、標準的な実施方法や、あいさつの標語などが掲示され、図書やゲームなども整理されている。子どもが遊ぶスペースもあるが、静養できるスペースは、設備所有者との関係でパーティションが整備されていない。</p>		
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		
A②	A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>入所当初にオリエンテーションで子どもたちには挨拶をすることなど放課後児童クラブ（清原中央小子どもの家）での過ごし方やルールを口頭で伝えている。保護者には集めての説明はないが、清原中央小子どもの家・フレンズクラブの手引きの文書で日々の過ごし方や持ち物、連絡アプリの登録、送迎、約束事項、利用料金などについて周知している。放課後児童クラブでの様子については、送迎時に保護者等にクラブでの様子を伝えている。放課後児童クラブに通う理由は本人も理解しているが、クラブの役割を伝えている。途中での退会は、理由を確認しているが、保護者の異動に伴うことのみとなっている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	㊧・b・c

<p><コメント>子どもの家利用許可申請書及び児童調査表により、保護者の連絡先や帰宅予定時間、土曜日利用などを把握するとともに、出欠席や来所時間が記録され保護者のスマホにも通知される連絡アプリで、子どもの利用実績や時間帯も確認している。子どもとの連絡がとれない場合は、保護者への連絡、学校への連絡、同じクラスの子どもへの確認の順番で対応している。</p>		
<p>A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援</p>		
A④	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a・④・c
<p><コメント>放課後児童クラブ（子どもの家）での過ごし方は、大まかな時間割を掲示しており、支援員が時間割ごとに声掛けをしている。子どもには施設の生活の中で必要性を伝えるとともに、子ども自身が時間割を決めるフリーの日も設けている。クラブでの過ごし方や長期休みの過ごし方等は、清原中央小子どもの家・フレンズクラブの手引きやフレンズクラブ夏休みのお知らせの通信で保護者等に過ごし方や夏祭り、水遊び、キーホルダー作り等行事計画等を伝えている。</p>		
A⑤	A-1-(3)-② 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a・⑤・c
<p><コメント>支援員が入所時に学校のトイレの使い方、使ったものを後片付ける、靴は揃える、食事の前に手を洗う等日常生活に必要な生活習慣を理解できるように伝えている。衣服の着脱やうがいや身に付くよう支援するほか、ロッカーの整理等は自分で管理させている。集団生活を維持するための活動としてのおやつ当番は、2名が分担して協力しながら役割を果たしている。</p>		
A⑥	A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a・⑥・c
<p><コメント>支援員は一人ひとりの子どもの養育環境のちがいを意識しながら支援している。遊ぶ時には周辺に危ない物がないか確認して、子どもが遊びを自由に選択できる環境を整えて見守っている。子どもの来所時には、健康状態や心身の状況を把握して、子どもの状況を職員間で情報共有している。施設が学校からの借用条件のため、教室の中に静養のスペースを仕切ることができないため、静養が必要な子どもには、必要によりクールダウンを援助して、屋外の活動をさけ室内で過ごすよう適宜対応している。</p>		
A⑦	A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a・⑦・c
<p><コメント>一人ひとりの性格を考えながら子ども同士で遊べるよう環境を整え、自発的に遊びが展開できるよう援助している。意見の対立は見守っているが、子どもたちの意見を聞いてお互いが、相手の意見との違いに気づき、仲直りできるよう援助している。高学年生では、いじめや喧嘩がいじめに発展しないよう見守っている。問題が起きた時には保護者や、担任の先生と連携を図り早期解決に努め、いじめに発展しないよう取組んでいる。</p>		
A⑧	A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a・⑧・c
<p><コメント>行事等を行う際は、やりたい人だけ参加する希望制にしている。夏休み等長期休みの行事でも、子どもたちが好きな行事を選択して参加することになっている。また、行事に子どもの希望や意見聞き、自ら準備をさせている。子どもの意見はおやつを決める時にもアンケートで決めるなど子供の意見を尊重している。いつも支援員は子どもが来所する時に声掛けをして、学校であったことなど子どもからの話をよく聞き、悩みや相談も話してもらえよう取組をしている。</p>		

長期休みの際、フレンズクラブ夏休みのお知らせ（例）の通知で、保護者には毎日の用意や行事の情報も提供し、個別の問い合わせにも対応しているが、説明会は開催していない。		
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
A⑨	A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a・⑩・c
<p><コメント>障害のある子どもの受け入れは、利用機会があることを周知していないが、市の子どもの家利用案内では医師の診断書又は障害者手帳を基に受け入れ、市職員と発達障害支援アドバイザー等が面接を行い理解したうえで支援している。個々の状況に応じた施設整備は学校の施設のため難しいが、本人に合った育成支援や加配の職員を配置し寄り添った支援をしている。</p>		
A⑩	A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a・b・⑩
<p><コメント>障害がある子どもの育成支援計画は作成していないが、クラスごとの育成支援ノートに気になることがあった場合に状況を記録している。記録した内容は翌日、支援員等の間で共有している。放課後児童クラブでは育成支援の計画や育成ノートの工夫等の必要性を考慮しており、専門機関との連携も含めた体制整備を期待したい。</p>		
A⑪	A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>洋服等の乱れや家族の様子を子どもから聞き、必要により学校へつないでいる。児童虐待早期発見のためのチェックリストの整備やフレンズクラブ児童虐待対応が作成されたので職員への周知に努め、早期発見の際には学校に加えて市にも通報することになっている。放課後児童クラブ（清原中央小子どもの家）としては要保護児童対策地域協議会へ参加していない。</p>		
A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供		
A⑫	A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント>放課後の時間は、宿題を第一にしている。おやつは、大切な栄養補給であり子どもの夕食の時間も考え4時前後には摂っている。授業参観で入室が遅れる場合は、おやつの持ち帰りで対応している。おやつの内容も、子どものアンケートで選ばれた商品で気温や育ち盛りを考えたものを出している。おやつは、衛生管理に配慮しながら落ち着いた環境の中で提供している。</p>		
A⑬	A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント>厚生労働省のガイドラインを参考にした市の「教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、放課後児童クラブ（子どもの家）利用開始までにアレルギーの有無を確認し、全職員が情報を共有している。食物アレルギーのある子どもの保護者には毎日のおやつリストを確認してもらい提供している。職員は、エピペンの使用方法の確認や、事故防止・事故対応マニュアルで、おやつによる窒息事故や食中毒防止のための安全確認等を徹底している。また、食中毒防止のため、手洗い、机の消毒や安全なおやつであるか確認して提供している。</p>		
A-1-(6) 安全と衛生の確保		
A⑭	A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>毎日、子どもが来所するまでに施設の清掃や遊具等の安全点検、整理整頓を早番が行っている。クラブでの病気やケガによる保護者等への連絡は、児童調査表の連絡先で対応している。事故等が発生した場合は、事故報告書に時間や場所、内容を記録している。安全点検リスト</p>		

<p>による児童の来所・帰宅経路は、施設が学校施設の一部であり、子どもの引き渡しは施設のため把握していない。送迎者が通常以外の時は、保護者からの連絡を受けて確認の上引き渡しを行なっている。</p>		
A⑮	A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>毎日、室内及びトイレの清掃等の衛生管理を定期的に行なっている。医薬品は熱さましや止血等最低限の備えのみで医薬品の管理は明確に定めていない。</p>		

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果
A-2-(1) 保護者との連携		
A⑯	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	a・㊦・c
<p><コメント>子育てのことなど保護者から相談があった場合は、保護者の気持ちに寄り添った説明や助言を行っている。宿題については、子どもの家でも行うが、放課後児童クラブで保護者に宿題のできなかつたところを伝え、答え合わせは自宅で行っている。保護者との協力関係は、市の方針として、子どもの家は保護者が労働等により昼間家庭にいない子を対象にしているため、放課後児童クラブでも保護者の行事等への参加は要請していない。</p>		
A-2-(2) 学校との連携		
A⑰	A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保証するため、学校との連携を図っている。	㊦・b・c
<p><コメント>学校との連携では、定期的な面談の機会はないが、必要の都度担任の先生との情報交換や、学校の運動会に招待されるなどの交流がある。また、スマホの学校アプリ使用や行事が記載されているプリントの提供で学校の行事や毎日の下校時刻を確認している。体育館の利用については、子どもたちの活動に利用させてもらうなどの連携も行われている。</p>		

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A⑱	A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㊦・c
<p><コメント>「日本 YMCA アフタースクールスタンダード（放課後児童クラブ仕様書）」で子どもの家が安心の場として子どもたちの成長が守られる権利が記載されている。職場倫理や虐待とみなされる行為の禁止等や早期発見と対処のための具体的な取組を行動規範で作成されたところであり、今後、職場倫理や権利擁護の職場研修が必要になっている。放課後児童クラブは子どもの健全な育成を図るための施設であり、職員には子どもの人権や尊厳を守る責務があることから、守るべき職場倫理等を共通理解して一人ひとりが日々の職務に当たることが期待される。</p>		